

○総務省令第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の十六第十一项並びに政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第十一条第一項及び第十四条の規定に基づき、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十五日

総務大臣 松本 剛明

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）はこれを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>(少額領収書等の写しに係る開示通知に記載すべき事項)</p> <p>第二十一条 法第十九条の十六第六十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第十九条の十六第四項に規定する開示請求者(次条第一号において「開示請求者」という。)が求めることができる開示の実施の方法</p> <p>〔二略〕</p> <p>三 事務所における開示(次号及び第五号に規定する方法以外の方法による少額領収書等の写しの開示をいう。次条第三号において同じ。)を実施することができる日、時間及び場所</p> <p>四 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を求めることができる旨並びにその場合における準備に要する日数及び送付に要する費用</p> <p>五 令第十二条第四号に掲げる方法による少額領収書等の写しの開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項</p> <p>(開示の実施に関して開示請求者が申し出る事項)</p> <p>第二十二条 令第十一条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二略〕</p> <p>三 事務所における開示の実施を希望する日</p> <p>四 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を求める場合にあつては、その旨</p> <p>(送付に要する費用の納付方法)</p> <p>第二十四条の二 令第十四条(令第二十条において準用する場合を含む。)に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一 郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法</p> <p>二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六十一条の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により令第十一条第一項若しくは第三項の規定による申出又は法第二十条の二第二項の規定による請求をした場合において、当該申出又は請求により得られた納付情報により納付する方法</p>	<p>(少額領収書等の写しに係る開示通知に記載すべき事項)</p> <p>第二十一条 法第十九条の十六第六十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第十九条の十六第四項に規定する開示請求者(次条において「開示請求者」という。)が求めることができる開示の実施の方法</p> <p>〔二同上〕</p> <p>三 開示を実施することができる日、時間及び場所</p> <p>四 少額領収書等の写しの送付を求めることができる旨並びにその場合における準備に要する日数及び送付に要する費用</p> <p>〔新設〕</p> <p>(開示の実施に関して開示請求者が申し出る事項)</p> <p>第二十二条 令第十一条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 開示の実施(次号に規定する場合を除く。)を希望する日</p> <p>四 少額領収書等の写しの送付を求める場合にあつては、その旨</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、政治資金規正法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百五十三号）の施行の日から施行する。